

# 福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱

## 1 目的

本補助金は、老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、福岡市内における老人クラブ(以下「クラブ」という。)の円滑な活動と運営を助成することを目的とする。

## 2 通則

補助金の交付は、「福岡市補助金交付規則」(以下「規則」という。)によるほか、本要綱により実施することとする。

## 3 補助対象クラブ

本要綱による補助金交付の対象(以下「補助対象クラブ」という。)は、「福岡市老人クラブ運営基準」を全て満たすクラブとする。なお、補助対象クラブは公募により募集する。

## 4 暴力団の排除

市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象クラブの会員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 役員のうち前号に該当する者

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象クラブが前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

## 5 対象期間

補助金交付の対象となる期間は、4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

## 6 補助事業

補助金を交付する対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象

クラブが行う次に掲げる事業とする。

- (1) 社会奉仕活動
- (2) 教養・レクリエーション活動
- (3) 健康増進事業

## 7 補助対象経費

補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費とし、別表のとおりとする。

## 8 補助金の額

補助金の額は、本市予算の範囲内で活動月数に月額4,800円を乗じた額を限度とする。

## 9 交付申請

補助金の交付を受けようとするクラブは、「補助金交付申請書」（様式第1号）に「老人クラブ活動事業補助金調書」（別紙1）を添付のうえ、事業計画及び収支予算を明らかにして、補助を受けようとする年度の4月1日から4月15日までの開庁日に、市長に提出して申請を行わなければならない。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りではない。

また、新規結成のクラブについては、結成届（別紙2）をあわせて提出しなければならない。

## 10 交付決定

市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象クラブに通知するものとする。

## 11 補助金の交付時期等

補助金は、交付決定後、規則第17条第1項ただし書きにより一括して事前に支払うことができるものとする。

## 12 届 出

補助金交付申請後、次のいずれかに該当する事由を生じたクラブは、その事由の生じた日から10日以内に市長へ届出を行わなければならない。

- (1) 変更届（別紙3）

- ア 会長又はクラブ名を変更したとき
- イ 会員数が著しく増減したとき
- ウ 活動内容を大きく変更したとき

(2) 解散届（別紙４）

- ア クラブが解散したとき

13 実績報告

補助金の交付を受けたクラブは、事業完了後１５日以内又は解散届を提出する際に規則第１４条に定める「実績報告書」（様式第４号）及び本要綱に定める「老人クラブ活動事業実績調書」（別紙５）を提出しなければならない。

14 補助金額確定等

市長は、実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、補助金実績調査確認書（様式第５号）により調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象クラブに補助金確定通知書（様式第６号）より通知するものとする。

13 補助金の返還等

市長は確定した補助金の額が既に交付した額に満たないときはその満たない額について返還させることを決定し、「老人クラブ活動費返還通知書」（別紙６）により期限を定めて返還するよう通知するものとする。

14 関係書類の整備

補助対象クラブは、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後５年間保管しておかななければならない。

２ 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

15 施行の細目

この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、昭和３８年４月１日から施行する。

附 則

本要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 本要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、事業の必要性を検討した上で、終期到来までに判断するものとする。

別表

対象経費

経費区分	内容
報償費	看護師や講師等への謝礼（会員は対象外）、記念品代（スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー）等
旅費	交通費 等
需用費	事務用品など消耗品費（料理教室の食材費を含む）、資料印刷代、書籍代、食糧費（環境美化活動事業等への参加者への茶菓のみ）等
役務費	郵便料金等の通信費、銀行振込手数料、電車バスのプリペイドカード代 等
使用料及び賃借料	会場借上料 等
備品購入費	団体備品の購入費 等

対象外経費

内容	例
単なる娯楽事業及びそれらに供する旅費、飲食費	親睦会や旅行、忘年会等
実施主体が老人クラブ以外の事業に係る経費（ただし、地域の行事への参加等、老人クラブが自らの活動の一環として行うものについてはこれに含まない。）	
社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人負担とすることが適当であるもの（史跡への拝観料、保険料等）</li> <li>・ 個人の利益となるような物品等にかかる経費（ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓及び料理教室の食材費等はこれに含まない。）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利を目的とする活動</li> <li>・ 宗教活動</li> <li>・ 政治宣伝活動</li> <li>・ 選挙活動</li> <li>・ 会員への報酬、手当</li> <li>・ 友愛訪問に係るもの</li> <li>・ 福岡市福祉バスを利用した場合の老人クラブ負担分利用料</li> <li>・ 市老連、区老連への会費</li> <li>・ 慶弔費及び寄附 等</li> </ul>